様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

大洗町長　様

住所（所在地）

氏名（名称）

代表者名

宣誓書兼同意書

大洗町原油価格高騰対策農水産事業者支援事業補助金の交付を受けるに当たり，下記の内容について宣誓及び同意いたします。

記

１　大洗町原油価格高騰対策農水産事業者支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第２条に規定する交付対象者です。

２　交付要綱第４条に規定する不交付要件に該当していません。

３　前年度の農業収入について，町長が確認することに同意します。（農業者のみ）

４　交付要綱第６条第２項に規定する添付書類のうち，漁業者，遊漁船事業者については大洗町漁業協同組合より町長が資料を求めることに同意します。（漁業者，遊漁船事業者のみ）

５　交付要綱第９条第１項の規定に基づき，町長が行う関係書類の提出指示，事情聴取及び立ち入り検査に応じます。

６　不正に補助金の交付を受けたこと等が判明した場合には，交付要綱第９条第２項の規定に従い，補助金の返還を行います。

７　町税の未納の有無について，町長が確認することに同意します。

**この用紙は、提出する必要ありません。**

**大洗町原油価格高騰対策農水産事業者支援事業補助金交付要綱抜粋**

様式第２号「宣誓書兼同意書」における交付要綱を抜粋しております。下記の条項をご確認のうえ，申請して下さい。

**大洗町原油価格高騰対策農水産事業者支援事業補助金交付要綱**

(交付対象者)

第2条　補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は次に掲げるとおりとする。

(1)町内に住所を有する農業者であって，別表第1の1の項に掲げるもの。

(2)町内に住所を有する大洗町漁業協同組合に所属する漁業者であって，別表第2の1の項に掲げるもの。

(3)町内に住所を有する大洗町漁業協同組合に所属する遊漁船事業者であって，別表第3の1の項に掲げるもの。

(4)町内に事業所を有する水産食料品製造業（日本産業分類における分類（平成25年総務省告示第405号）においてE-製造業の小分類に分類されるものをいう。）を主な事業として営んでいる法人若しくは個人事業主であって，別表第4の1の項に掲げるもの。

(5)町内に事業所を有し生鮮魚介卸売業（日本産業分類における分類（平成25年総務省告示第405号）においてI-卸売業，小売業の小分類に分類されるものをいう。）を主な事業として営んでいる法人若しくは個人事業主であって，別表第4の1の項に掲げるもの。

別表１

農業者

|  |  |
| --- | --- |
| 1交付対象者 | 令和4年11月1日時点において，町内に住所を有し農業収入を得ていること |
| 2補助金の種類 | 燃料費の補助 |
| 3交付額 | 100,000円以内 |
| 4申請書の添付書類 | (1) 令和3年10月から令和4年9月までの期間内に，燃料を購入したことが確認できる書類 (請求書，領収書または出納簿等の写し)  (2)宣誓書兼同意書  (3)振込先口座の写し  (4)その他町長が必要と認める書類 |

(不交付要件)

第4条　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者に対しては，補助金を交付しない。

(1) 自己又は自己の役員等が，次のいずれかに該当する者

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。 以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し，又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク 前各号に掲げる者のほか，補助金の趣旨に照らして適当でないと町長が判断する者

(2) 未納となっている町税がある者。ただし，町税に関して町から徴収猶予を受けている者又は町と納付誓約を締結している者を除く。

(補助金の交付申請)

第6条　交付対象者は，補助金の交付を受けようとするときは，令和4年12月28日までに，燃料費の補助については大洗町原油価格高騰対策農水産事業者支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1-1号)により，電気料金の補助については大洗町原油価格高騰対策農水産事業者支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1-2号)により町長に申請するものとする。

２　交付対象者は，前項の申請にあたっては，農業者にあっては別表第1の4の項，漁業者にあっては別表第2の4項，遊漁船事業者にあっては別表第3の4項，水産食料品製造業または生鮮魚介類卸売業にあっては別表4の4項に掲げる書類を添付するものとする。

(宣誓・同意事項)

第7条　申請者は，次の各号に掲げる事項について宣誓又は同意をするものとする。町長は，当該宣誓又は同意をしない者には，補助金を支給しない。

(1) 第2条に規定する交付対象者であること。

(2) 第4条に規定する不交付要件に該当しないこと。

(3) 前年度の農業収入について町長が確認すること。

(4) 第６条第２項に規定する添付書類のうち，漁業者，遊漁船事業者については大洗町漁業協同組合より町長が資料を求めること。

(5) 第9条第1項の規定に基づき，町長が行う関係書類の提出指示，事情聴取及び立ち入り検査に応じること。

(6) 虚偽や不正な手段により補助金を受給した場合には，第9条第2項の規定に従い，補助金の返還を行うこと。

(7) 町税の未納の有無について，町長が確認すること。

(虚偽や不正への対応)

第9条　町長は，申請者が第2条に規定する交付対象者に該当しないと疑われる場合，第4 条に規定する不交付要件に該当すると疑われる場合又は虚偽や不正な手段による申請が疑われる場合は，関係書類の提出指示，事情聴取又は立ち入り検査を行うことができる。なお，既に補助金を交付した場合も同様とする。

2 町長は，前項の調査の結果，申請者が第 2条に規定する交付対象者に該当しないこと，第 4 条に規定する不交付要件に該当すること又は虚偽や不正な手段により申請したことが補助金の交付決定後に判明したときは，既に行った交付決定を取り消し，既に交付した補助金については，申請者に返還期日を定めて，返還を命ずることができる。